

杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑦



地籍調査Q&A ①

Q1 着手予定年度と調査予定区域は

A1 平成28年度より着手しています。単位区域（単年度調査区域）は山村境界基本調査（国）が終わっている、「大字安戸」からの実施をしています。

Q2 調査期間の予定は

A2 調査は、通常、一地域を3年程度で完了します。1年目は計画、準備、一筆地調査を、2年目には、一筆地調査（現地）、地籍測量を、3年目には、地積測定、地籍図、地籍簿案の作成や成果の認証を行います。その後、地籍図、地籍簿を法務局へ送付します。

Q3 地元説明会の案内が届きましたが

A3 地籍調査を実施するにあたり、土地所有者の皆さまに事業の説明や作業予定、立会などをお願いをするために開催します。地籍調査を円滑に進めるためには、土地所有者の皆さんのご理解とご協力が最も重要でありますので、ご出席をお願いします。

Q4 現地立会（一筆地調査）の案内が届きましたが

A4 境界確認の立会いは、土地所有者の皆さまの土地を守る大切な立会いですので、必ず立会っていただきますようお願いいたします。また、可能な限り、調査当日までに、隣接の所有者と境界を確認しておいてください。

Q5 現地立会当日、都合がつかず立会いができないのですが

A5 代理の方に立会いをお願いしてください。その際は委任状（所定様式）に必要事項を記入していただき、当日、代理の方から提出していただくこととなります。この場合、代理の方は認印をご持参くださるようお願いいたします。ご家族の代理でも委任状が必要です。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)